

神戸市障害者(児)日常生活用具費支給事業実施要綱の一部改正について(概要)

1. 改正の趣旨

神戸市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に基づき、障害をお持ちの方や難病患者等の方に、日常生活用具の購入に要する費用の一部を支給しており、用具ごとに支給要件を定めています。令和8年4月より、以下の用具について要件の見直しを行います。

2. 改正案の概要

(1) 人工喉頭

音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出者を支給の対象としていますが、喉頭摘出者以外も支給の対象とします。

現行	変更後
<p>【対象者の障害及び程度】</p> <ul style="list-style-type: none">音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出者	<p>【対象者の障害及び程度】</p> <ul style="list-style-type: none">音声機能若しくは言語機能障害者で、喉頭摘出等により発声が困難な者

(2) 歩行補助つえ

下肢又は体幹機能障害者を支給の対象としていますが、平衡機能障害者も支給の対象とします。

現行	変更後
<p>【対象者の障害及び程度】</p> <ul style="list-style-type: none">下肢又は体幹機能障害者	<p>【対象者の障害及び程度】</p> <ul style="list-style-type: none">平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有する者

3. 施行予定日

令和8年4月1日